

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年8月30日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

磯子区中原三丁目地区緊急下水道工事

2 履行（納品）場所

磯子区中原三丁目24番地先

3 契約日

令和3年5月28日

4 履行日又は履行期間

令和3年12月25日まで

5 契約金額

¥73,700,000. — (うち 地方消費税等相当額 ¥6,700,000. —)

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 株式会社 大倉 代表取締役 佐野 隆史
住 所 横浜市磯子区森三丁目 7番4

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

平成30年度のTVカメラ調査により、中原三丁目地区の軌道下を横断する合流管の不具合を発見し、短期に対応を行う必要があったため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社大倉は、下水道工事と道路工事の施工経験を豊富に有しており、また会社の所在地が施工場所に近く地元との調整を円滑に行うことができるため選定しました。

9 所管課

環境創造局管路保全課